

石川県立金沢辰巳丘高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒への多大な人権侵害であり、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与え、生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

したがって、本校では全ての生徒がいじめをしない、また、いじめで苦しむ生徒を見逃さない、放置しない、許さない環境を作り、共に協調して成長する意識を持つ生徒を育てる学校づくりを推進する。

そのために、全ての生徒が安全で安心して学習や特別活動に取り組むことができるよう保護者や地域その他の関係機関と連携を密に図り、いじめ防止と早期発見に教職員全体で取り組むこととする。もしもいじめが疑われる場合は、常設の「いじめ問題対策チーム」が迅速に対応し、状況に応じて適切に当該生徒を守り、事態の解決に努めるものとする。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止に向けた取組

- 「いじめはどの学校でも起こりうる」ことを全教職員が十分に認識する。
 - ・教室に近い場所に学年の職員室を設置し、絶えず生徒の様子を把握できるようにし、生徒と近い位置で生徒の行動が見える状況下で、未然防止に努める。
 - ・生徒が発する小さなサインでも見逃さないように努める。けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・生徒と好ましい人間関係作りに努め、事前にいじめの芽を摘み取る。
 - ・生徒自らが生徒会活動を通じて「いじめ防止」を呼びかけ、「ポスター作成」や「投書箱」を通していじめが行われないように取り組む。
- 「いじめは決して許されない」ことを全ての生徒に徹底して理解させる。
 - ・どういう事がいじめに当たるかをLHや学年集会、全校集会を通じて計画的に指導する。
 - ・道徳教育・人権教育等を通してお互いの人格を尊重し合える態度や、規範意識の向上を促す。
 - ・教育活動や部活動の中で、仲間を大切にする思いやりの精神を培い、「いじめに対してダメ」と言える勇気を育む。

- ・いじめの生徒に対しては外部機関との連携を含め、毅然とした指導を行う。

(2) いじめの早期発見にむけた取組

○いじめアンケート調査の実施

- ・年2回（7月・3月）実施し、早期発見に努める。

○個人面談（4月・7月・12月及び随時）

- ・ホーム担任による生徒との個人懇談を定期的の実施し、生徒理解や指導と共に、早期発見に努め、いじめが発覚した場合迅速に組織的に対応する。

○保護者懇談の実施（7月・12月及び随時）

- ・いじめに関するパンフレットを配付し、いじめと考えられる兆候について話し合い、家庭とホーム担任が連携して情報を共有できる環境を整備する。

○登校指導・巡回（昼食時）

- ・教職員は登校指導や休み時間の巡回（特に昼休み）の中で生徒と挨拶を交わす中で、あるいは会話の中で、生徒の日常の様子の変化を敏感にとらえて事前に問題行動の芽を摘み取るよう心がける。また巡回により生徒の実態を把握・指導する。

○悩みを持つ生徒の情報の共有

- ・生徒指導と教育相談室、保健室が悩みを持つ生徒の情報を共有し、ホーム担任も交えて意見交換を行うことで、いじめの発生やトラブルの早期発見に努める。

○部活動情報の共有

- ・部活動の中で、顧問は生徒の動静を的確に把握し、生徒指導と連絡をとり、指導に当たる。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、関係するすべての生徒への事情を聴取した後、「いじめ問題対策チーム」による組織的な対応を行う。この中で、いじめと判断された場合、被害生徒・加害生徒に即した人選を行い、「個別案件対応班」を組織する。

いじめの事実が確認された場合、すぐに心理的・物理的いじめの状態をやめさせ解決の方法に向かわせ、再発の防止措置をとる。

関係する生徒の家庭にいじめの実態や経緯についてホーム担任等から連絡し、家庭の協力と理解を得る。また、事案に応じ石川県教育委員会や警察等の外部機関との連携を行う。

○いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、生徒を必ず守る姿勢を伝えて、事実確認を丁寧に行い、何が行われていたかを把握する。
- ・ホーム担任等が中心となって相談相手となり、生徒指導が加わって、さらに、「いじめ問題対策チーム」や教育相談室の協力を得て、被害生徒の心の安定といじめ解消に向けての指導に当たる。また、場合によっては外部機関に連絡し、協力を求める。

- ・保護者には家庭での生徒の様子に十分注意いただき、何か異変が感じられたら些細なことでも学校に相談するように協力を求める。
 - ・ホーム担任が全てを抱え込むことがないよう学校全体で組織的に対応する。
 - ・少なくとも 3 カ月を目安とし、相当期間継続して被害生徒の様子や状況を注視し、いじめが「解消している」かどうか判断する。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。
- いじめられている生徒の保護者への対応
- ・どんな相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応を行う。
 - ・保護者に直接会って事情説明をできる限り早く行い生徒を守る旨を伝え、いじめ改善に向けての対応を提示し、保護者の意向を十分に尊重した上で、解決策を講じる。
 - ・保護者との連絡を密にし、必要に応じて家庭訪問や個人面談を繰り返し、解決した後も、継続的・定期的に連携を図る。また、外部機関とも連携して心の安定を図る手立てがあることを伝える。
 - ・必要な場合は、緊急避難措置として欠席も認めることを伝える。
 - ・保護者とも面談等を通し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないか確認する。
- いじている生徒への対応
- ・いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分に理解させ、いじめは人として絶対に許されない行為であると加害生徒に理解させ、すぐにいじめをやめさせる。
 - ・犯罪として扱われるべき事案については県教育委員会や所轄警察署と連携して対応する。
 - ・いじめが解決したとみられる場合でも、少なくとも 3 カ月を目安とし、相当期間継続して加害生徒の様子や状況を注視し、保護者と連携しながら継続して指導に当たる。
- いじている生徒の保護者への対応
- ・いじめの事実を正確に伝え、我が子と真剣に向き合っていただき、また、被害生徒やその保護者の気持ちを理解していただく。
 - ・いじめは絶対に許されない行為だと毅然とした態度を示すとともに家庭での生徒とのかかわり方への助言を行い、保護者の話もうかがったうえで、学校の生徒への指導方針に協力を求める。
 - ・また、必要に応じて外部機関との連携や相談ができることを伝える。
- (4) インターネット上のいじめへの対応
- 書き込み内容の確認
- ・ネット上に不適切な書き込みがあった場合、学校として問題個所を確認し、印刷保存するとともに、いじめ問題対策チームによって対応を協議する。
- 対応
- ・削除要請や被害にあった生徒の保護と拡散防止を最優先に考え、当該生徒及びその保護者の精神的支援に努める。

- ・書き込みを行った加害生徒に対し、必要に応じて所轄警察署や外部機関と連絡を取って迅速かつ適切な指導を行う。
- ・情報の授業や情報関連の専門家による講演会の中で情報モラルを身につけさせる。

3 いじめ防止等に関する組織

(1) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止、早期発見及び、その対応に関する措置を適切かつ迅速に行うために、校長を最高責任者とする「いじめ問題対策チーム」を設置し、四月当初に情報共有の会議を行う。その後、いじめと疑われる相談・通報があった場合には校長の判断で随時緊急招集し、対応会議を行う。

構成は、校長・教頭・生徒指導主事及び生徒指導担当教諭・相談室長・学年主任（1～3年）・養護教諭・外部人材とする。

(2) 役割

①いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめを早期に発見するために、登校指導や朝夕のSTで生徒を注意深く観察し、また、授業時間や休憩時間・放課後等の生徒の状態把握に努め、いつもと違う些細な変化を見逃さず、素早く対応できる判断力と行動を教員各自が身につける。
- ・相談室を中心に「いじめ相談窓口」を設け、いつでも利用できるよう生徒や保護者に周知・徹底し、もしもの場合の利用に繋げる。
- ・年2回のいじめアンケートの内容を吟味して、いじめを受けている生徒の兆候を見逃さない。

②教職員のいじめ問題への対応力の向上

- ・いじめに関する研究資料や情報の収集を行い、これを全教職員に周知させていじめ問題への理解を深める。
- ・問題が発生した際、早期に「いじめ対応アドバイザー」の派遣を要請し、実態に即した助言・指導を求め、個別の案件対応に活用する。

③いじめ問題への対応に関する基本方針の策定・推進・見直し並びに教職員の指導の徹底、及び生徒・保護者・地域に対する説明

- ・いじめに対する取組の進捗状況をチェックし、有効性の検証や「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。(PDCAサイクル)
- ・生徒会を中心にキャンペーンを行い、「いじめを許さない学校づくり」を生徒とともに推進する。
- ・いじめ問題に対する学校の基本方針を生徒・保護者・地域に案内文やホームページ等で示し、理解と協力を得る。

④「風通しの良い学校づくり」の推進

- ・家庭や地域からの情報提供について窓口（教頭）を設置し、情報を得る。
- ・PTA（担当：総務課）や外部関係機関（担当：生徒課生徒指導）の窓口を決め、日常的な情報交換により、相談しやすい関係を構築する。

⑤いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示

- ・校長の指示により、「いじめ問題対策チーム」で話し合い、被害生徒・加害生徒に最も適した、対応できる教員を選任し、個別案件対応班として解決にあたらせる。
- ・情報の整理と収集を行い、個別案件対応班に伝える。
- ・いじめ案件が簡単に終息しないようならば、早急にいじめ対応アドバイザーの派遣要請を行う。
- ・県教育委員会・関係機関との連絡調整を行う。
- ・個別案件対応班との意見交換を行い、いじめの解消に向けて努力する。

(3) 個別案件対応班について

- ① いじめ問題の発生に際して、ホーム担任の抱え込みや一部の教員の過重負担を回避し複数教員による役割分担にしたがった適切な対応を行うことにより早期解決を図る。
- ② 加害生徒と被害生徒に対してそれぞれ最も話のできる教員（ホーム担任・部活動担当者・養護教諭等）を中心により効果的な指導ができるよう対応班を組織する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態

重大事態とは「いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

(2) 対応

いじめの疑いに関する情報収集



いじめ防止対策推進法第22条

「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報を収集しこれを記録、共有する。



この条文に基づき確認作業を行い、
事実関係がはっきりしない場合、できる範囲での指導と経過観察を行う。
事実関係が確認された場合、重大事件の発生を校長が確認する。



学校は県教育委員会に重大事件の発生を報告する。

(ア)「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(生徒が自殺を企図した場合等)

(イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手。)

* (ア) (イ) 以外でも生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

↓

学校の設置者が、重大事態の調査主体を判断する。(1) 学校 (2) 県教育委員会
重大事態には最善を考慮し、その対応を図るため、以下の手順に従って対処する。

↓

(1) 学校を調査主体とした場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

① 校長のもと重大事態の調査組織を設置する。

・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図ることにより、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

・いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・たとえ調査から不都合なことが判明しても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

・調査により明らかになった事実について情報を適切に提供する。さらに経過を追って新たな事実が判明した場合、適宜これを追加提供する。
・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報の保護を盾に説明を怠ることなく、誠意をもって対応する。
・得られたアンケート結果はいじめられた生徒や保護者に提供する場合を想定し、調査に先立ちその趣旨を在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

④ 調査結果を学校の設置者(県教育委員会)に報告

・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提供いただき、調査結果に添える。
・調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 学校設置者(県教育委員会)が調査を行う場合

① 設置者の指示のもと、資料提供など調査に協力する。

年間計画

4月	<p>始業式、入学式、1年生オリエンテーション（いじめの未然防止）</p> <p>グループエンカウンター（いじめの未然防止）</p> <p>個人面談（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p>
5月	<p>遠足（いじめの未然防止、友人関係、集団作り）</p> <p>第1回いじめ問題対策チーム会議（情報の把握・共有）</p> <p>1年Q-U検査（いじめの未然防止）</p>
6月	<p>スポーツテスト（いじめの未然防止）</p> <p>職員研修（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p>
7月	<p>前期いじめアンケート（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p> <p>スポーツ大会（いじめの未然防止、集団作り）</p> <p>保護者懇談、個人面談（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p> <p>インターンシップ（いじめの未然防止）</p> <p>1学期終業式、非行防止教室（いじめの未然防止）</p>
8月	<p>全校登校日（いじめの未然防止）</p> <p>学校祭（いじめの未然防止、集団作り）</p>
9月	<p>2学期始業式（いじめの未然防止）</p>
10月	<p>修学旅行（いじめの未然防止、集団作り）</p>
11月	<p>辰巳アートフェスティバル（いじめの未然防止、集団作り）</p>
12月	<p>教員研修（いじめ防止関係）</p> <p>個人面談（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p> <p>保護者懇談（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p> <p>2学期終業式（いじめの未然防止）</p>
1月	<p>3学期始業式（いじめの未然防止）</p> <p>新春頑張ろう会（いじめの未然防止、集団作り）</p>
2月	<p>後期いじめアンケート（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p>
3月	<p>スポーツ大会（いじめの早期把握、情報の把握・共有）</p> <p>新年度クラス編成（いじめの未然防止、集団作り）</p>

主な相談機関

- 1 石川県教員総合研修センター 生徒指導・教育相談担当
石川県金沢市高尾町ウ 3 1 番地 電話 076-298-1682

- 2 石川県教育委員会学校指導課 生徒指導・特別支援教育 相談窓口
石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番 電話 076-225-1830
(生徒指導 G)
電話 076-225-1829
(特別支援教育 G)

- 3 石川県教育支援センター やすらぎ金沢教室 (石川県立金沢中央高校敷地内)
石川県金沢市泉本町 6 - 1 0 5 電話 076-243-1612

- 4 石川県 こころの健康センター
石川県金沢市鞍月東 2 丁目 6 番地 電話 076-238-5761

- 5 こども総合相談センター [金沢市児童相談所 (金沢市)]
石川県金沢市富樫 3 - 1 0 - 1 教育プラザ内 電話 076-243-4158
中央児童相談所 (金沢市以外) 石川県金沢市本多町 3 - 1 - 1 0 電話 076-223-9553